

報告書の作成について

○久喜市自治基本条例推進委員会条例（抄）

平成24年6月29日
条例第24号

（所掌事項）

第2条 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- （1） 自治基本条例の運用に関する事項
- （2） 自治基本条例の普及に関する事項
- （3） 自治基本条例の見直しに関する事項

2 推進委員会は、前項各号に掲げる事項について、市長に必要な提言を行うことができる。

<前回の会議で出された意見>

- ・ひとつの成果としてまとめる。
- ・4つの地域が一緒になったという問題点を項目として出すべき。